

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子育て支援課)

一

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・
宮城県海区漁業調整委員会

告 示

○職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

二

○国土調査の指定

(地域復興支援課)

二

○県営土地改良事業の工事の完了

(農村振興課)

二

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

二

○漁船損害等補償法に基づく加入区の変更

(水産業振興課)

三

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

(同)

三

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅

(同)

三

○道路の区域変更

(道路課)

三

○平成六年宮城県告示第二百七十七号(県道の路線認定)の一部改正

(同)

三

○市街地再開発組合の事業計画変更の認可

(都市計画課)

四

○建築士免許の取消し

(建築宅地課)

四

○土地改良事業計画の変更の認可

(仙台地方振興事務所)

四

公 告

○人事行政の運営等の状況の公表

(人事課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(新産業振興課)

四

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

五

選挙管理委員会

ページ

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和五十九年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(児童福祉司の数)

第一条の二 法第十三条第一項の規定により置く児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)の数は、各児童相談所につき各年度において、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数以上の数とする。

一 当該児童相談所の管轄区域における人口(公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。次号ロにおいて同じ。)を四万で除して得た数(その数に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。)

二 イに掲げる件数からロに掲げる件数を控除して得た件数(その件数が零を下回るときは、零とする。)を四十で除して得た数(その数に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。)

イ 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待をいう。)に係る相談に応じた件数

ロ 省令第五条の二の二に規定する件数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

- 宮城県選挙管理委員会規程の一部改正について 五
- 宮城県公職選挙執行規程の一部改正について 五
- 公安委員会 五
- 警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施 五
- 公立大学法人宮城大学平成二十七年年度財務諸表の公告 六

雑 報

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成二十八年年度(平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間に限る。)における改正後の児童福祉法施行細則第一条の二第一項の規定の適用については、同項第一号中「四万」とあるのは、「六万」とし、平成二十九年年度及び平成三十年年度における同項の規定の適用については、同号中「四万」とあるのは、「五万」とする。

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・
監査委員・宮城海区漁業調整委員会

○宮城県訓令甲第十九号

○宮城県企業局管理規程第一号

○宮城県議会訓令甲第五号

○宮城県人事委員会訓令第六号

○宮城県監査委員訓令第三号

○宮城海区漁業調整委員会訓令第二号

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩
宮 城 県 公 営 企 業 管 理 者 犬 飼 章
宮 城 県 議 会 議 長 中 山 耕 一
宮 城 県 人 事 委 員 会 委 員 長 小 川 竹 男
宮 城 県 代 表 監 査 委 員 工 藤 鏡 子
宮 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 会 長 畠 山 喜 勝

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程(平成二十三年宮城県訓令甲第十号、平成二十三年宮城県企業局管理規程第六号、平成二十三年宮城県議会訓令甲第六号、平成二十三年宮城県人事委員会訓令第三号、平成二十三年宮城県監査委員訓令第五号、平成二十三年宮城海区漁業調整委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表塩釜地区の項中「多賀城市」の下に、「富谷市」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十八年十月十日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百九十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

平成二十八年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定年月日

平成二十八年九月二十三日

二 調査を行う者の名称及び調査地域

名 称	調 査 区 域
東松島市	東松島市野蒜字上山ノ坊の一部、同市野蒜字宇津の一部及び同市大塚字大東の一部

三 調査期間

平成二十八年九月二十三日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百九十六号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
牛橋	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(水利施設整備事業)	平成二十八年三月二十二日
真野大谷地	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)	平成二十八年三月二十五日
加々巻	湛水防除事業	平成二十七年十月二十一日

○宮城県告示第七百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

岩沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第七百九十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第三項の規定により、昭和三十九年宮城県告示第五百七十二号（加入指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区	加入区 の 名 称		加入区 の 区 域	
	新	旧	新	旧
寄磯前網加入区	牡鹿町寄磯加入区	石巻市寄磯浜前浜、梅沢及び前網一円	石巻市寄磯浜前浜及び梅沢一円	石巻市寄磯浜前網一円
	前網加入区	石巻市寄磯浜前浜、梅沢及び前網一円	石巻市寄磯浜前浜及び梅沢一円	石巻市寄磯浜前網一円
谷川加入区	鮫浦加入区	石巻市鮫浦、谷川浜及び大谷川浜一円	石巻市鮫浦一円	石巻市谷川浜及び大谷川浜一円
	谷川加入区	石巻市鮫浦、谷川浜及び大谷川浜一円	石巻市鮫浦一円	石巻市谷川浜及び大谷川浜一円

○宮城県告示第七百九十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、亘理町加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十八年九月三十日

○宮城県告示第八百号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は消滅した。

平成二十八年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	加 入 区 域
牡鹿町寄磯加入区	石巻市寄磯浜前浜及び梅沢一円
前網加入区	石巻市寄磯浜前網一円
鮫浦加入区	石巻市鮫浦一円
谷川加入区	石巻市谷川浜及び大谷川浜一円

○宮城県告示第八百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 大和松島線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変 更 の 区 間	
	前 後	敷地の幅員（メートル） 敷地の延長（メートル）
後	前	後
—	一一・四、四〇・〇	八五・〇

○宮城県告示第八百二号

黒川郡大郷町鶉崎字里部二六番一地从先から同郡同町鶉崎字里部三七番五地先まで

平成六年宮城県告示第二百七十七号（県道の路線認定）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月十日から施行する。

平成二十八年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表二五六の項中「黒川郡富谷町」を「富谷市」に改める。

○宮城県告示第八百三十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十八年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

立町二丁目五番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年三月二十八日から平成二十八年十二月三十一日まで

三 施行地区

石巻市立町二丁目十二番一、十三番三、十四番三、十五番十一、二十五番一、二十五番三、二十六番一、二十六番二、二十七番一、二十七番二、二十七番三、二十八番二、二十八番三、二十九番二、三十番二、三十番三、三十一番二の一部及び三十一番三

四 事務所所在地

石巻市立町二丁目五番四号

五 設立認可の年月日

平成二十六年三月二十四日

六 変更の内容

事業施行期間の終期を平成二十九年三月三十一日に変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十八年九月二十三日

○宮城県告示第八百四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十八年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十八年九月二十日	佐藤 勝義	二級建築士	第四千四百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十日	森谷 隆三	二級建築士	第七千四百二十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十日	庄子 正一	木造建築士	第一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十日	石川 清	木造建築士	第二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十日	伊藤 治	木造建築士	第一百二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十日	湯澤 志郎	木造建築士	第二百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第八百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、宮城県松島町手樽土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）計画の変更を平成二十八年九月二十日認可した。

平成二十八年九月三十日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

公 告

○宮城県の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十号）第四条の規定に基づき、宮城県の平成二十七年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況について別冊のとおり公表する。

平成二十八年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県産業技術総合センターで使用する電気 年間約

百八十七万五千四百八十八キロワット時

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 経済商工観光部新産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年九月九日

四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目六番三号

五 落札金額 一億一千三百五十二万五千二百一十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年八月十六日

○県営七ヶ宿2期地区土地改良事業農山漁村地域整備交付金中山間地域総合整備事業（生産基盤型事業）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営七ヶ宿2期地区土地改良事業農山漁村地域整備交付金中山間地域総合整備事業（生産基盤型事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十八年九月三十日から平成二十八年十月三十一日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十八年十月三十一日

2 提出方法 宮城県大河原地方振興事務所長あて提出してください。

送付先 〒九八九一―二四三 宮城県柴田郡大河原町字南二九一―

電子メールアドレス oksgsinks@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませす。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、七ヶ宿町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十七号

宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

宮城県選挙管理委員会規程（昭和二十三年宮選管告示第四十一号）の一部を次のように改正する。第十四条第二項の表中「黒川郡」を「富谷市、黒川郡」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年十月十日から施行する。

○宮選管告示第百三十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。別表第三宮城野、若林、泉、黒川の項中「黒川」を「富谷・黒川」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年十月十日から施行する。

公安委員会

○宮城県公対禁風令時不第126号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成28年 9月30日

<p>宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦</p> <p>1 講習実施期日 平成28年11月8日(火)から同月11日(金)までの4日間</p> <p>2 実施場所 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受講定員 40人程度</p> <p>4 事前申込み (1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付ける。(氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先等を聴取) なお、1回の電話での受付は1人とする。</p> <p>(2) 受付期間 平成28年10月11日(火)から同月17日(月)までの土、日曜日を除く5日間(10月11日から同月14日までは午前9時から午後5時まで、最終日のみ午後3時まで) なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>5 受講手続 (1) 申込み受付期間 平成28年10月18日(火)から同月24日(月)までの土、日曜日を除く5日間(午前9時から午後5時まで) (2) 申込書の提出先 事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 機械警備業管理者講習受講申込書 1通</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表68の項に基づき、38,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。</p> <p>6 講習の委託先</p>	<p>仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>7 その他 講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課 (電話番号022-221-7171 内線3054、3055)</p>
<p>雑 報</p> <p>○公立大学法人宮城大学理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。 平成二十八年九月三十日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三十四条第四項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学平成二十七年年度財務諸表を別冊のとおり公告する。 平成二十八年九月三十日 公立大学法人宮城大学 理事長 西 垣 克</p>	